

神奈川県庁版就労訓練事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県庁版就労訓練事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、訓練対象者となった者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、要領第2条に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、訓練対象者のうち、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 要領に基づき作成した誓約書（第2号様式）の内容を遵守していること。
- (2) 要領に基づき作成した神奈川県庁版就労訓練事業における確認書（第4号様式）の内容を遵守していること。
- (3) 要綱に基づく手続きを適切に実施していること。
- (4) 暴力団員又は暴力団と密接な関係のある者でないこと。

(補助対象費用)

第4条 補助金の対象費用は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者が、公共交通機関を用いて、合理的かつ安価な経路により、自宅と神奈川県庁を往復するためにかかった費用（以下「交通費」という。）
- (2) 1時間あたりの訓練実施に対する手当（以下「手当」という。）

2 前項の補助金は、予算の範囲内で支給するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 交通費 実費相当とする。
- (2) 手当 1,000円/時とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、神奈川県庁版就労訓練事業補助金交付申請書（第1号様式）を就労訓練を実施する前に、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、補助金を交付することを決定した場合は、神奈川県庁版就労訓練事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定した場合は、神奈川県庁版就労訓練事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、通知するもの

とする。

(実績報告)

第8条 前条の補助金の交付決定を受けた者は、就労訓練が終了した日から14日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに神奈川県庁版就労訓練事業補助金実績報告書(第4号様式)に、次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 神奈川県庁版就労訓練事業利用決定通知書の写し
- (2) 訓練参加表
- (3) 神奈川県庁版就労訓練事業補助金口座振込依頼書
- (4) 振込先口座の通帳等の写し

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条の報告があったときは、当該報告に係る書類の内容を審査し、当該報告者に、神奈川県庁版就労訓練事業補助金額確定通知書(第5号様式)により、通知するものとする。

(補助金額の支払い)

第10条 知事は、前条の補助金額の確定をした者に対して、通知した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(暴力団排除)

第11条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- 2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(届出事項)

第12条 第7条の補助金の交付決定を受けた者は、住所又は氏名を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(補助金額確定の取消し)

第13条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、補助金額確定を取消することができる。

- (1) 補助金額の確定をした者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとした事実が判明したとき。
- (2) 補助金額の確定をした者が、前条第1項に該当するとき。

2 知事は、前項の規定により補助金額確定を取り消したときは、その旨を当該者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、前条の規定により補助金額確定の取り消しをした場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めて、交付した補助金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 9 日から施行する。